

第 4 期沖縄県食品の安全安心推進計画 令和 5 年度施策実施状況報告

第4期沖縄県食品の安全安心推進計画令和5年度施策実施状況概要

1 はじめに

沖縄県では、平成19年度に「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例」を施行し、食品の安全安心確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年度から「沖縄県食品の安全安心推進計画（以下、「推進計画」という。）を策定しています。

第4期推進計画では、令和2年度から令和6年度までを計画期間として、2つの施策目標を掲げ、6つの施策のもとに48項目の目標を定めて、個別の取り組みを実施しています。

また、各年度の数値目標は可能な限り設定し、同計画の実施状況の把握の目安としました。

2 推進計画の実施状況

推進計画の実施状況を、2つの施策目標ごとに次ページ以降に整理しました。

推進計画では、施策目標Ⅰ安全安心な食品の確保（施策1、施策2、施策3）で40項目、目標Ⅱ食品に対する安心感の提供（施策4、施策5、施策6）で8項目、合計48の施策項目を設定しています。

（1）令和5年度施策項目の実施状況

数値目標が設定された40項目の実施状況を、下記の5つの区分により把握し、その集計結果は表1のとおりとなっています。

区分	基準※
A	目標値に対して、100%以上
B	目標値に対して、90%以上
C	目標値に対して、60%以上 90%未満
D	目標値に対して、60%未満
E	目標値に対して、0%

※目標数値に休廃止の施設等を含む場合は、当該休廃止施設等を除いたものを母数とする。

実施状況が「A」の項目は37項目、「B」の項目は1項目、「C」の項目は2項目、「D」及び、「E」の項目はありませんでした。

令和5年度については、新型コロナウイルスが5類感染症に移行し世間が徐々に通常の日常生活が送れるようになり、当該計画の施策についても様々な制限が軽減され、数値目標達成率が大幅に上昇し9割を超えました。全体としては前年度の数値目標達成率より28ポイントの上昇し、令和元年のコロナ前に比べても大幅に達成率が上がっています。※第3期推進計画

表1 令和5年度 施策の実施状況

施策	施策項目数	実施状況(項目数)内訳									
		A		B		C		D		E	
		該当数	%	該当数	%	該当数	%	該当数	%	該当数	%
目標Ⅰ 安全安心な食品の確保											
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保	15	14	93	0	0	1	7	0	0	0	0
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保	15	13	87	1	7	1	7	0	0	0	0
施策3 食品の安全性確保のための体制の充実	5	5	100	0	0	0	0	0	0	0	0
目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供											
施策4 食品の安全性に関する理解促進	4	4	100	0	0	0	0	0	0	0	0
施策5 安全安心な県産食品の推奨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施策6 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進	1	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	40	37	93	1	2	2	5	0	0	0	0
令和4年度実施状況(参考)コロナ禍	40	26	65	1	2	9	23	3	8	1	2
令和3年度実施状況(参考)コロナ禍	40	25	63	1	2	6	15	8	20	0	0
令和2年度実施状況(参考)コロナ禍	40	21	53	3	8	7	18	5	12	4	9
※令和元年度実施状況(参考)コロナ前	43	37	86	4	9	2	5	0	0	0	0

令和5年度施策実施状況一覧表

施策項目	単位/年	実績値						目標値	担当課	頁数
		R1	R2	R3	R4	R5		R5		
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実施状況			
施策目標1 安全安心な食品の確保										
施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保										
基本施策（1）安全な農作物の提供の推進										
ア 生産現場における農薬の適正使用										
1 農薬販売店に対する立入検査件数	件	78	80	101	106	108	A	100	営農支援課	
2 農薬適正使用講習会の開催回数	回	18	12	5	11	17	A	10	営農支援課	
イ 農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取組み										
3 国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数	人	24	5	5	5	5	A	5	営農支援課	
4 エコファーマー認定人数(累計)	人	973	988	999	1,064	1,079	A	1,020	営農支援課	
5 特別栽培農産物認証件数	件	803	840	879	903	927	C	1,285	営農支援課	
ウ 残留農薬検査等の実施										
6 流通農産物の残留農薬検査(検査実施予定数の達成率)(%/年)	%	109	99	102	87	110	A	100	業務生活衛生課	
基本施策（2）安全な畜産物・水産物の提供の推進										
ア TSE(BSE)対策の推進										
7 TSEスクリーニング検査頭数	頭	11	5	4	8	6	—	随時	業務生活衛生課	
イ と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進										
8 と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数	回	15	6	7	8	8	A	8	業務生活衛生課	
9 と畜場の監視回数(監視予定回数の達成率)	%	101	121	94	88	100	A	100	業務生活衛生課	
10 食鳥処理場(大規模・認定小規模)の監視回数(監視予定回数の達成率)	%	108	129	104	103	100	A	100	業務生活衛生課	
ウ 鶏卵衛生管理体制の整備										
11 養鶏場のサルモネラ検査数	検体	—	165	176	164	148	—	随時	畜産課	
エ 動物用医薬品等の適正使用の促進と残留検査の実施										
12 動物用医薬品使用実態調査の実施回数	回	42	38	45	61	48	A	1	畜産課	
13 飼料等の製造・流通段階における検査や指導数	件	24	24	13	62	56	A	25	畜産課	
14 畜・水産食品の残留抗生物質検査数(検査実施予定数の達成率)	%	100	100	100	99	102	A	100	業務生活衛生課	
オ 水産用医薬品の適正使用の促進と残留検査の実施										
15 養殖経営体数に対する指導経営体数の割合	%	100	100	100	100	100	A	100	水産課	
16 水産用医薬品使用実態調査の実施回数	回	1	1	1	1	1	A	1	水産課	
カ 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化										
17 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連絡会議の開催回数	回	5	5	6	32	37	A	4	畜産課	

施策項目	単位/年	R1						R5		目標値	R5	担当課	頁数
		R1	R2	R3	R4	R5							
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実況状況						
施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保													
基本施策（3）食品の製造・調理・販売段階における安全確保													
ア 食品関連事業者に対する監視指導													
18	食品施設監視指導回数（監視指導実施予定数の達成率）	%	101	87	83	83	125	A	100	業務生活衛生課			
イ 食品関連事業者の自主管理の促進													
19	食中毒予防のための講習会開催回数	回	251	145	88	161	217	C	250	業務生活衛生課			
20	食品衛生責任者養成講習会開催回数	回	20	37	37	38	38	A	12	業務生活衛生課			
21	HACCPに関する講習会開催回数	回	—	5	5	2	41	A	5	業務生活衛生課			
22	食品関連事業者団体による巡回指導件数	件	5,000	2,262	789	2,910	4,469	B	4,600	業務生活衛生課			
ウ 食品収去検査の実施													
23	食品の収去検査検体数（検査実施予定検体数の達成率）	%	103	94	100	106	118	A	100	業務生活衛生課			
エ 流通食品の放射性物質検査の実施													
24	流通食品の放射性物質検査検体数（検査実施予定検体数の達成率）	%	100	80	100	100	100	A	100	業務生活衛生課			
オ 学校給食の安全性の確保													
25	定期点検を実施する学校給食施設数	施設	128	128	128	※124	※121	A	※128	保健体育課			
26	学校給食関係者に対する研修会の開催回数	回	5	0	5	5	5	A	5	保健体育課			
※目標は128だが給食施設が統合で121に減少している。よって母数は121で実績値から区分Aとした。													
基本施策（4）食品表示の適正化の推進													
ア 各法律に基づく監視指導の充実													
27	食品表示法に関する巡回調査・点検件数	件	21,566	4,461	4,030	12,438	20,537	A	18,300	業務生活衛生課 流通・加工推進課 健康長寿課			
28	健康増進法の誇大表示に係わる巡回調査件数	件	347	230	260	308	314	A	300	健康長寿課			
29	量品表示法に関する相談及び表示指導件数	件	54	25	48	26	23	—	随時	生活安全安心課			
30	量品表示法に基づく観光土産品の表示指導回数	回	2	1	1	2	2	A	2	生活安全安心課			
イ 適正な食品表示の促進													
31	食品表示法等に関する表示講習会開催回数	回	6	2	3	6	8	A	5	業務生活衛生課 流通・加工推進課 健康長寿課			
32	量品表示法に関する表示講習会開催回数	回	6	0	1	1	5	A	3	生活安全安心課			
33	医薬品医療機器等法（旧：薬事法）に関する表示講習会開催回数	回	1	1	1	1	5	A	1	業務生活衛生課			
基本施策（5）輸入食品の安全対策の強化													
ア 検疫所と連携した監視体制の充実（数値目標なし）													
34	輸入食品の違反事例やその他相違事項があった場合に関係機関と連携し、意見交換会を開催しております。令和5年度については開催されませんでした。									業務生活衛生課			

施策項目	単位/年	R1						R5		目標値	担当課	頁数
		R1	R2	R3	R4	R5		R5				
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実施状況					
施策3 食品の安全性確保のための体制の充実												
基本施策（6）食品の安全に関する調査・研究の推進												
ア 農薬の使用量低減のための研究の推進												
35	化学合成農薬低減に向けた試験項目	課題	6	4	4	4	2	A	2	農薬支援課		
イ 食中毒についての調査研究												
36	食中毒汚染実態調査検体数	検体数	112	0	100	0	139	A	100	業務生活衛生課		
フ 食品検査施設における信頼性の確保												
37	内部点検の実施施設数	施設	8	8	8	8	8	A	8	業務生活衛生課		
38	精度管理（微生物・理化学）の実施回数	回	2	0	1	1	2	A	2	業務生活衛生課		
39	外部精度管理調査への参加施設数	施設	3	3	3	3	3	A	2	業務生活衛生課		
基本施策（7）緊急事態における体制の維持・強化												
ア 緊急時の関係各課の連携の推進（数値目標なし）												
40	令和5年度は、食品の安全安心に係る全庁的な危機管理対応が必要となる緊急事態は、発生していないため、緊急時の召集は行っていない。									業務生活衛生課		

施策項目	単位/年	R1						R5		目標値	担当課	頁数
		R1	R2	R3	R4	R5		R5				
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	実施状況					
施策目標II 食品に対する安心感の提供												
施策4 食品の安全性に対する理解促進												
基本施策（8）安全安心な食品に関する知識の普及啓発												
ア 一般消費者の食品に関する知識の普及啓発												
41	消費者への啓発のための講座実施回数	回	2	6	5	3	17	A	5	生活安全安心課		
42	食中毒予防イベント開催	回	5	4	4	4	6	A	5	業務生活衛生課		
イ 幼児・児童生徒の食品に関する理解促進												
43	給食だよりの発行数	回	11	11	11	11	11	A	11	保健体育課		
ウ 学校給食における食物アレルギーへの対応												
44	学校給食アレルギー対応表の発行数	回	11	11	11	11	11	A	11	保健体育課		

施策5 安全安心な県産食品の推奨											
基本施策（9）優良な県産食品の推奨											
ア 優良県産品の推奨											
45	優良県産品の宣伝・普及啓発	回	8	9	9	9	10	—	随時	グローバルマーケット戦略課	

施策6 食品の安全に関する情報の提供、公開、意見交換の推進											
基本施策（10）食品に関する正しい情報の提供											
ア 迅速な情報提供の推進											
46	食品の安全安心に関する情報の発信	回	48	54	23	12	10	—	随時	業務生活衛生課	
47	食中毒関連情報の発信数	回	10	5	7	8	10	—	随時	業務生活衛生課	
基本施策（11）意見交換会の充実											
ア 県民、食品関連事業者との意見交換会の開催											
48	食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数	回	1	1	1	1	1	A	1	業務生活衛生課	

3 各施策項目の取り組み内容

目標1 安全安心な食品の確保

施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保

基本施策(1) 安全な農作物の提供の推進

ア 生産現場における農薬の適正使用

安全で安心な農作物を供給するためには、農作物の生産段階で使用される農薬の適正な使用が重要です。沖縄県は、販売者が適正に生産者へ販売、指導できるよう農薬販売店に対する立入検査を計画的に実施しています。また、生産農家等を対象に、農薬適正使用講習会を開催しています。令和5年度は、農薬販売店108店舗に対して立入調査を実施し、うち1店舗にて是正指導を行いました。

また、農家等の使用者及び販売者に対し農薬の適正使用を推進する目的で、農薬危害防止講習会を3回、農薬の適正使用講習会を13回、農業大学校講義を1回の計17回の講習会を実施しました。【営農支援課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実測値	実測値	実測値	達成度	
① 農薬販売店に対する立入検査件数	(件/年)	78	80	101	106	108	A	100
② 農薬適正使用講習会の開催回数	(回/年)	18	12	5	11	17	A	10

イ 農薬の管理を含めた総合的な自主管理体制の取り組み

県制度であるエコファーマー認定、特別栽培農産物出荷認証により農業生産における化学肥料・化学農薬の使用を減らし、人だけでなく環境にも優しい栽培技術と、より安全安心な農作物の安定供給を推進するため適切な生産工程を記録、管理するための手法であるGAP（農業生産工程管理）を普及します。令和5年度は、エコファーマー認定1,079名、特別栽培農産物認証927件、GAP導入のモデル農場を5地区5箇所設置し、人と環境に優しい農業技術普及を推進しました。

令和5年度は、特別栽培農産物認証制度の周知範囲を関係者意外に生産者に対しても、周知や説明会や勉強会・イベント等を実施しました。今回から生産部会単位で勉強会を始め、生産者の意識向上には繋がったものの、認証取得まで至らず目標を達成できませんでした。【営農支援課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実測値	達成度	
③国のガイドラインに基づいたGAPの導入経営体数	(人)	24	5	5	5	5	A	5
④エコファーマー認定人数(累計)	(人)	973	988	999	1,064	1,079	A	1

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実測値	達成度	
⑤ 特別栽培農産物認証件数（累計）	（件）	803	840	879	903	927	C	1,285

◎エコファーマー認定（営農支援課）

化学肥料や化学合成農薬の低減による環境保全型農業の生産方式を普及啓発し、この生産方式に取り組んでいる農業者を「エコファーマー」として認定を行っています。

◎特別栽培農産物認証（営農支援課）

県慣行基準と比較して化学肥料、化学合成農薬を5割低減して生産された農産物を「沖縄県特別栽培農産物」として認証を行っています。



ウ 残留農薬検査等の実施

中央卸売市場や販売店から収去した農産物について残留農薬検査を実施し、検査結果については生産者へフィードバックし、農薬の適正使用を推進しています。令和5年度は、3種類の県産農産物（ゴーヤ5検体、カラシナ5検体、コマツナ5検体について、ゴーヤ273項目、カラシナは282項目、コマツナは270項目）の検査を実施したところ、全ての品目について食品衛生法の基準では残留基準値以下でした。しかし、カラシナ1検体、コマツナ1検体から農薬取締法の適用がない農薬が検出されたため、農薬取締法を管轄する営農支援課へ情報提供し、営農支援課が調査したところ生産者の当該農薬の不正使用は認められず、周辺圃場からの飛散が原因である可能性が示唆されました。その後営農支援課より JA 等農薬関係団体、市長村等へ農薬の飛散防止に努める旨の文書を通知し、注意喚起を図っています。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑥ 流通農産物の残留農薬検査（検査実施予定数の達成率）	（%/年）	109	99	102	67	110	A	100

基本施策（２）安全な畜産物・水産物の提供の推進

ア TSE（BSE）対策の推進

牛や山羊について、TSE（BSE）に感染していないかどうかを確認するため、TSE（BSE）スクリーニング検査を実施します。牛については、生後24ヶ月齢以上で、運動障害などの神経症状や全身症状を呈し、BSEを疑うものについて検査を行います。山羊については、月齢にかかわらず削瘦、被毛粗剛、運動失調などの臨床症状を呈し、TSE（BSE）を疑うものについて検査を行います。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑦ TSEスクリーニング検査頭数	(頭/年)	11	5	4	8	6	—	随時

イ と畜検査・食鳥検査の実施及び食肉・食鳥肉の衛生確保の推進

食肉・食鳥肉の安全性確保におけると畜場・食鳥処理場の衛生管理の取り組みを推進するため、と畜場及び食鳥処理場の職員に対して、「と畜場及び食鳥処理場での衛生管理」、「HACCP」、「食肉食鳥肉に由来する食中毒」等について衛生講習会を実施します。

また、と畜場・食鳥処理場の衛生管理について、監視指導の徹底と自主管理体制の構築を促進させるために監視指導を実施します。

令和5度は、と畜場、食鳥処理場両施設とも計画通りに講習会の開催や監視を行うことができました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑧ と畜場・食鳥処理場職員への講習会開催回数	(回/年)	15	6	7	8	8	A	8
⑨ と畜場の監視回数（監視予定回数の達成率）	(%/年)	101	121	94	88	100	A	100
⑩ 食鳥処理場（大規模・認定小規模）の監視回数（監視予定回数の達成率）	(%/年)	108	129	104	103	100	A	100



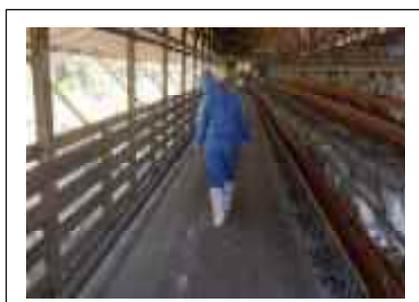
◎と畜場の監視（薬務生活衛生課）

稼働していると畜場5施設について、標準監視回数60回のうち60回監視指導を行い、衛生管理の記録検査を60回実施しました。また、と畜場においてと畜等の拭き取り検査を実施し（87回）、と畜場職員への衛生教育や指導を実施しました。

ウ 鶏卵衛生管理体制の整備（新規施策）

令和5年度は安全な畜産物の供給体制を推進するため、養鶏場の鶏舎内拭き取り検査を実施し、サルモネラに係るモニタリング検査を148検体に対し実施しました。【畜産課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実測値	実測値	実績値	達成度	
⑪ 養鶏場のサルモネラ検査数（検体/年）	（検体/年）	—	165	176	164	148	—	随時



エ 動物用医薬品等の適正使用の促進と残留検査の実施

動物用医薬品が適正に販売・使用され、安全な畜産物が生産されるよう、動物用医薬品販売業者、診療施設及び生産者を対象に、令和5年度は計48件への立入検査を行い、動物用医薬品の休薬期間や用法・用量の遵守について、適正な使用及び販売の指導を行いました。【畜産課】

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及びBSE発生防止のための飼料に関するガイドラインの遵守を推進するため、飼料の製造、輸入及び販売業者に対して令和5年度は56件について立入検査、巡回指導を行い不適正事例は見られませんでした。【畜産課】

県内で製造または販売される畜水産食品の安全性確保のため、牛8検体、豚112検体、山羊2検体、鶏18検体、乳1検体、マグロ3検体、はちみつ1検体、鶏卵10検体について残留動物用医薬品等の検査を実施し、全ての検体において結果は陰性または残留基準値未満でした。

【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実測値	実測値	実績値	達成度	
⑫ 動物用医薬品の使用実態調査の実施回数	（件/年）	42	38	45	61	48	A	1
⑬ 飼料等の製造・流通段階における検査や指導数	（件/年）	24	24	13	62	56	A	25
⑭ 畜水産食品の残留抗生物質検査数（検査実施予定数の達成率）	（%/年）	100	100	100	99	102	A	100

オ 水産用医薬品の適正使用の促進と残留検査の実施

養殖魚介類を安全・安心な食品として生産するために、養殖業者に対して巡回指導を行いました。また、水産用医薬品の使用状況を把握するため、水産医薬品の使用実態調査を行い、その結果、適正に使用していることが確認できました。【水産課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑮ 養殖経営体数に対する指導経営体数の割合	(%/年)	100	100	100	100	100	A	100
⑯ 水産用医薬品使用実態調査の実施回数	(回/年)	1	1	1	1	1	A	1

◎養殖経営体数に対する指導（水産課）

県内で給餌養殖（魚類、クルマエビ、ウナギ、スッポン）を行っている全46経営体に対し、飼料や水産用医薬品等の適正使用及び記録管理について、巡回指導を行いました。



各経営体へ配布した冊子



◎水産用医薬品使用実態調査の実施回数（水産課）

給餌養殖経営体（魚類、クルマエビ、スッポン）に水産用医薬品の使用実態調査を行ったところ、適正に使用していることが確認できました。また、この調査をとおり、養殖業者に水産用医薬品の適正使用の意識を高めることができました。

カ 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化

関係機関と連携を図り、家畜伝染病が発生した場合における危機管理体制を構築するとともに、発生時における畜産物の流通指導及び安全安心な情報を提供します。令和5年度は、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の海外悪性伝染病が県内に侵入した場合を想定し、防疫体制や関係機関の役割等を事前に確認する防疫演習を本島・宮古地区・八重山地区で開催しました（市町村、県警、畜産関係機関など参集）。また、農林水産部内に特定家畜伝染病危機管理対策会議を設置し、連絡体制等の情報を共有しました。九州での初の豚熱発生及び韓国でのアフリカ豚熱の感染拡大を受け、防疫対策会議の開催や県内における防疫対策を検討するため、防疫対策関係者会議及び緊急防疫対策会議を開催しました。【畜産課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑩ 家畜伝染病発生予防及び危機管理体制の強化に係る連携会議の開催回数	(回/年)	5	5	6	32	37	A	4

施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保

基本施策（3）食品の製造・調理・販売段階における安全確保

沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき食品関連事業者への監視指導や流通食品の収去検査を行い、施設の衛生確保や流通食品の安全性を確認しています。また、学校給食施設においては、施設の点検や関係者に対する研修会を通して衛生管理の徹底を図り、安全安心な学校給食を提供しています。

ア 食品関連事業者に対する監視指導

沖縄県食品監視指導計画に基づき、食品の製造・販売の実態や過去の食中毒発生状況等を考慮して、立入検査回数を定めて、食品関連事業者に対する監視・指導を行います。令和5年度は、6,412回の計画数のうち7,994回の監視指導を行った結果、25件の違反を発見し、13件の処分措置を講じました。

【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑩ 食品施設監視指導回数 (監視指導実施予定数の達成率)	(%/年)	101	67	83	84	125	A	100

イ 食品関連事業者の自主管理の促進【薬務生活衛生課】

国際標準の衛生管理手法である HACCP に関する講習会や、食中毒予防のための衛生講習会を開催し、食品関連事業者に対して施設の衛生管理や従事者教育の方法、自主検査の実施など、自主的な衛生管理体制の向上が図られるように指導や助言を行います。

令和5年度は、食品衛生講習会を217回開催し、延べ6,991名の食品関連事業者に対して食中毒予防の普及啓発を行いました。一部保健所において一時的に職員数の不足等により定期開催ができなかったため、目標を達成できませんでした。

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
⑩ 食中毒予防のための講習会開催回数	(回/年)	251	145	88	161	217	C	250

㉔ 食品衛生責任者養成講習会開催回数	(回/年)	20	20	37	38	38	A	1 2
㉕ HACCP に関する講習会開催回数	(回/年)	-	5	5	2	41	A	5
㉖ 食品関連事業者団体による巡回指導件数	(件/年)	5,000	2,262	789	2,910	4,469	B	4,600

ウ 食品収去検査の実施【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㉗ 食品の収去検査検体数 (検査実施予定検体数の達成率)	(%/年)	103	94	126	106	118	A	100

◎食品の収去検査（薬務生活衛生課）



沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき、県内で製造又は販売される流通食品の収去検査を実施し不良食品を排除し、流通食品の安全確保を図ります。

令和5年度は、1,168検体の検査を県内3保健所(中部、宮古、八重山)、衛生環境研究所、食肉衛生検査所において実施しました。

食品衛生法違反を確認した2件については、製造所等の監視指導を行い、衛生管理の徹底と製造工程における改善策を講じさせ、不正食品を排除し、流通食品の安全を確保しました。

エ 流通食品の放射性物質検査の実施【薬務生活衛生課】

平成23年の東日本大震災による原子力発電所事故により、一部の食品から放射性物質が検出され、出荷制限が行われるなど全国的に放射性物質汚染問題が起こったことから、県では平成24年度から、主に県外で製造された流通食品の放射性セシウムの検査を実施しています。

令和5年度は、検査を実施した食品全てについて放射性セシウムは検出されませんでした。

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㉘ 流通食品の放射性物質検査検体数	(検体/年)	100	80	100	100	100	A	100

オ 学校給食の安全性の確保

学校給食調理施設及び給食用食品の定期的な点検を実施し、衛生管理の徹底を図るよう指導しています。令和5年度は、全121（昨年度より統廃合で3施設減）施設の調理場の点検を行いました。学校給食調理施設については、学校給食衛生管理基準に基づき点検項目に沿ってチェックを行い、給食用食品については、微生物検査を実施しました。定期点検を行うことで、調理場内の衛生状況を把握することができ、施設設備の改善や作業工程・動線等の見直しにつなげることができました。

学校給食関係者に対する研修会については、学校給食における衛生管理、ノロウイルス及び異物混入防止の対策等について説明し、衛生管理の徹底について周知しました。【保健体育課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㉔ 定期点検を実施する学校給食施設数	(施設/年)	128	128	128	※124	※121	A	※124
㉕ 学校給食関係者に対する研修会の開催回数	(回/年)	5	0	5	5	5	A	5

※目標値は124だが給食施設が統廃合で減少し、121となったため母数は121で実績値から区分Aとした。



基本施策（4）食品表示の適正化の推進

食品衛生法・JAS法、健康増進法の食品表示の規定を統合した「食品表示法」が平成27年に施行されたことから、食品関連事業者に対して巡回指導や講習会を開催し、食品表示法に基づく新たな表示制度について情報提供を行っています。また、関係課が合同で監視指導を行い連携を図ると共に講習会を開催して、食品関連事業者への法令の遵守及び周知を図っています。

ア 食品関連事業者に対する監視指導

【薬務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課、生活安全安心課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実測値	実測値	実績値	達成度	
㉖ 食品表示法に関する巡回調査・点検件数	(件/年)	21,566	4,461	4,030	12,438	20,537	A	18,300

㊸ 健康増進法の誇大表示に係る巡回調査件数	(件/年)	347	230	260	308	314	A	300
㊹ 景品表示法に関する相談及び表示指導件数	(件/年)	54	25	48	26	23	—	随時
㊺ 景品表示法に基づく観光土産品の表示指導回数	(回/年)	2	1	1	2	2	A	2

◎食品表示法に関する巡回調査・点検（薬務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課）



食品表示法に基づく食品表示の普及啓発及び適正化を図るため、食品製造・加工業者、食品販売業者等の巡回調査を3課で実施しています。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、様々な制限が軽減され通常業務ができるようになったため、各巡回調査が行えるようになり数値目標を達成することができました。

◎健康増進法の誇大表示に関する巡回指導（健康長寿課）



健康増進法に基づく表示適正化の指導を強化するため、保健所職員が食品製造加工業者、食品販売業者等が製造販売する健康食品・加工食品等を対象とした調査指導を道の駅、空港、スーパーマーケットやお土産品店等において実施しています。巡回調査の実施により、事業者への指導と併せて誇大表示の禁止について普及啓発を図ることができました。

◎景品表示法に関する相談及び表示指導（生活安全安心課）

◎景品表示法に基づく観光土産品の表示指導（生活安全安心課）

事業者の商品・役務に関する表示の適正化を図る目的とし、商品・役務に関する事業者からの相談に応じ、商品パッケージ等に使用する文言等の助言を行いました。

食品製造・加工業者が製造販売する観光土産品について、景品表示法に基づく表示適正化の指導を強化します。令和5年度は、沖縄県観光おみやげ品公正取引協議会主催の「観光土産品認定・試買審査会」にアドバイザーとして出席し、景品表示法に基づく表示適正化の指導を行いました。

イ 適正な食品表示の促進

食品表示法が施行されたことに伴いそれまで個々の法律ごとで実施していた表示に関する講習会を担当課4課合同で、食品関連事業者等への新たな表示制度の適正な普及開発を行う目的で講習会を実施しています。令和5年度は県主催講習会を5回、他機関から依頼を受けた講習会3回の計8回の講習会を実施することができ、適正な食品表示の促進に努めました。

【薬務生活衛生課、流通・加工推進課、健康長寿課、生活安全安心課】

制限されていた業務が軽減され、通常業務が行えるようになり食品表示法所管課合同で表示講習会を開催することができました。

各圏域での受講者も比較的多く、食品表示に対する関心の高さが伺えました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㉑ 食品表示法等に関する表示講習会開催回数	(回/年)	6	2	5	6	8	A	5
㉒ 食品表示法に関する表示講習会開催回数	(回/年)	6	0	1	1	5	A	3
㉓ 医薬品医療機器等法(旧：薬事法)に関する表示講習会開催回数	(回/年)	1	1	1	1	5	A	1

基本施策（5）輸入食品の安全対策の強化

ア 検疫所と連携した監視体制の充実【数値目標なし】

㉔ 輸入食品の違反事例やその他照会事項等があった場合に必要に応じて、各関係機関と連携し意見交換を開催しております。令和5年度については、開催されませんでした。

【薬務生活衛生課】

施策3 食品の安全性確保のための体制の充実

基本施策(6) 食品の安全に関する調査・研究の推進

県産農産物栽培における化学農薬や化学肥料低減のための試験研究や、流通食品の食中毒菌汚染実態調査等を行い、食品の安全性に関する研究や実態把握に努めています。また、食品衛生検査施設においては、食品分析結果の信頼性の確保に努めています。

ア 農薬の使用量低減のための研究の推進

化学農薬を使用しない病虫害防除技術の開発のため、県産農産物栽培において天敵生物を利用した防除試験を実施しています。令和5年度は、オクラの2種害虫に対する土着天敵を活用した防除技術の検証、オクラのうどん粉病に対する有機JAS規格の殺菌剤による薬剤体系散布の防除効果の検証を行いました。【営農支援課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㊸ 化学合成農薬低減に向けた試験項目	(課題/年)	6	4	4	4	2	A	2

イ 食中毒についての調査研究

令和5年度の沖縄県食品中の食中毒菌汚染実態調査実施要領を策定し、要領に基づき実施しました。令和5年度は県内弁当製造施設を対象に80検体の検査（一般細菌、大腸菌、(大腸菌群)、黄色ブドウ球菌）の実施を計画しました。計画に対し111検体(139%)の収去行い検査を実施し、検査の結果、要改善が必要な施設が6施設18検体あったため改善指導を行いました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実測値	実測値	実績値	達成度	
㊹ 食中毒菌汚染実態調査検体数(調査実施予定検体数の達成率)	(%/年)	112	0	100	0	139	A	100

ウ 食品衛生検査施設における信頼性の確保

県の食品衛生検査施設においては、食品分析結果の信頼性の確保に努める必要があります。検査を正確かつ迅速に実施するためには、日々の管理業務が重要であるため、その適性管理状況を確認するための内部点検を行っています。県内5保健所、衛生環境研究所、2食肉衛生検査所にて内部点検を行い、試験室の管理や記録簿の不備等があった施設に対しては、改善指示を行い、適正管理の確保を図っています。【薬務生活衛生課】

また、検査員の検査技術水準を確保するため、検査業務を行う検査施設においては年2回の内部精度管理により検査精度の評価を行っています。衛生環境研究所、中部保健所及び中央食肉衛生検査所においては、全国規模の外部精度管理に参加しています。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実測値	実績値	達成度	
㊸ 内部点検の実施施設数	(施設/年)	8	8	8	8	8	A	8
㊹ 精度管理（微生物・理化学）の実施回数	(回/年)	2	0	1	1	2	A	2
㊺ 外部精度管理調査への参加施設数	(施設/年)	2	2	3	3	3	A	2

基本施策（7）緊急事態における体制の維持・強化

ア 緊急時の関係各課の連携の推進（数値目標なし）

㊻ 緊急事態が発生し、全庁的に対応する必要がある場合には、沖縄県食品の安全安心推進本部会議を臨時開催し、迅速な対応を行います。

令和5年度は、食品の安全安心に係る全庁的な危機管理対応が必要となる緊急事態は発生していないため、緊急時の召集は行っていませんが、令和4年度の関係部局の施策の実施状況の把握のため、「沖縄県食品の安全安心推進本部会議」を開催しました。【薬務生活衛生課】



◎令和5年度沖縄県食品の安全安心推進計画開催（薬務生活衛生課）

沖縄県食品の安全安心推進計画令和4年度の実施状況を報告しました。

目標II 食品に対する安心感の提供

施策4 食品の安全性に対する理解促進

基本施策（8）安全安心な食品に関する知識の普及啓発

ア 一般消費者の食品に関する知識の普及啓発

消費者が、食中毒予防をはじめ、食品に関する正しい知識を身につけ、自らの判断で安全な食品を選択できる目を養うことが求められることから、消費者を対象とした普及啓発活動を行います。

令和5年度は、消費者教育コーディネート事業の中でエシカル消費に関する講座を17件実施しました。【生活安全安心課】

8月の食品（食肉）衛生月間中、県立図書館にて食中毒予防の展示の他、簡易細菌検査セット及びエコバックを配布しました。また、各保健所においても、大型スーパーマーケット、市役所にてパンフレット配布や手洗い講習会など食品衛生思想の普及啓発活動を行いました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実測値	実測値	実績値	達成度	
㉑ 消費者への啓発のための講座実施回数	(回/年)	2	6	5	3	17	A	5
㉒ 食中毒予防イベント回数	(回/年)	5	4	4	4	6	A	5



◎食中毒予防イベント開催（薬務生活衛生課）

銀行や保健所にて食品衛生に関するパネル展示や普及啓発パンフレット等の配布を行うとともに、新聞やテレビ等による広報活動により食品衛生思想の普及啓発を行いました。

イ 幼児・児童生徒の食品に関する理解促進

学校給食だより等を発行し、家庭における食品衛生及び食品の安全安心の確保について、情報提供、普及啓発を促進しています。令和5年度は、家庭での調理における衛生管理のポイントや身の回りの衛生、学校給食食材の産地や生産者を紹介する等、食品衛生及び食品の安全安心の確保について状況提供を行いました。【保健体育課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	達成度	
㉓ 給食だよりの発行数	(回/年)	11	11	11	11	11	A	11

ウ 学校給食における食物アレルギーへの対応

学校給食アレルギー献立表（詳細な献立表）を月1回（夏休みを除く）事前に学校・家庭に発行することで、学校と家庭が給食食材の情報を共有することができ、食物アレルギーを有する児童生徒の誤食による事故を防止することができました。【保健体育課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実績値	実測値	実績値	達成度	
㉔ 学校給食アレルギー献立表の発行数	(回/年)	11	11	11	11	11	A	11

施策5 安全安心な県産食品の推奨

基本施策（9）優良な県産食品の推奨

ア 優良県産品の推奨【グローバルマーケット戦略課】

優良県産品の宣伝、普及啓発を図ります。

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実測値	実測値	達成度	実績値	
㊦ 優良県産品の宣伝・普及啓発	(回/年)	8	9	9	9	10	—	随時

◎優良県産品の展示・宣伝（グローバルマーケティング戦略課）

推奨件数 39 点、池袋サンシャインシティ、県庁内、沖縄産業まつり内展示、花と食のフェスティバル、沖縄宝島ララポート横浜店、沖縄宝島浦添パルコシティ店、日本生命保険丸の内ビル、川徳百貨店、八芳園など 10 回行いました。



施策6 食品の安全性に関する情報の提供、公開、意見交換の推進

基本施策（10）食品に対する正しい情報の提供

食品に関する苦情や相談のあった食品への簡易検査の実施や、食品による健康被害の拡大防止と再発防止を図るため、必要に応じて食中毒に関する情報を公表し、食品に関する正しい情報の提供を行います。

ア 迅速な情報提供の推進【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実測値	実測値	達成度	実績値	
㊦ 食品の安全安心に関する情報の発信	(回/年)	48	54	23	12	10	—	随時
㊧ 食中毒関連情報の発信	(回/年)	10	5	7	8	10	—	随時



◎食品の安全安心に関する情報の発信（薬務生活衛生課）

ホームページにおいて、食品衛生及びの安全性に関する情報を随時更新しています。条例に基づく自主回収報告、食中毒の発生状況、食品中の放射性物質モニタリング検査結果その他各種取り組みの情報等を計 10 回掲載しました。カンピロバクター食中毒が多発していることから、カンピロバクター食中毒予防に関する情報発信を行うなど、食品の安全性や食品衛生に対する理解促進を図っています。

基本施策（11）意見交換会の充実

食品の安全性への理解を深め、食品への安心感を定着させるため、行政と食品関連事業者や消費者との情報・意見交換の場を設け、リスクコミュニケーションの促進を図ります。

ア 県民、食品関連事業者との意見交換会の開催

令和5年度は、食品安全委員会と共催で、美里工業高等学校の調理科2年生39名3年生38名計77名が参加し、「知って防ごう食中毒」を話題とし、食品安全委員会事務局から情報提供いただいた後、「食中毒防止のフレーズを考える」を課題に生徒によるグループワーク、グループ発表、意見交換を行いました。【薬務生活衛生課】

個別の取り組み	単位	実績						目標値
		R1	R2	R3	R4	R5		R5
		実績値	実績値	実測値	実測値	実績値	達成度	
㊤ 食品の安全安心に関する意見交換会の開催回数	(回/年)	1	1	1	1	1	A	1

- ◎ 「食中毒防止のフレーズを考える」をテーマに
県立高校調理科の生徒さんとグループワークを開催！



令和6年度 沖縄県食品の安全安心推進本部関連会議予定表

会議等	日程(予定)	内容等
第1回担当者会議	日時：令和6年4月30日（火） 八汐荘（小会議室） 14時～15時30分	幹事課（13課）の担当者による会議 （議題）第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の令和5年度実施状況報告 他
第1回幹事会議	日時：令和6年5月20日（月） 八汐荘（中会議室） 14時～15時30分	幹事長 保健医療介護部保健衛生統括監 副幹事長 薬務生活衛生課長 幹事 関係12課長 （議題）第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の令和5年度実施状況報告 他
第1回推進本部会議	日時：令和6年5月31日（金） 県庁6階 第1特別会議室 14時～15時	本部長 副知事 副本部長 保健医療介護部長 本部員 生活福祉部長 農林水産部長 商工労働部長 教育長 （議題）第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の令和5年度実施状況報告 他
第1回沖縄県食品の安全安心懇話会	日時：令和6年6月7日（金） 県庁6階 第1特別会議室 14時～16時	・懇話会開催は、保健医療介護部長が招集する ・構成員の中から、保健医療介護部長が座長を指名して、座長により議事進行を行う ・推進計画に基づく毎年度の実施状況報告を行う （議題）第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の令和5年度実施状況報告 他

令和6年度 沖縄県食品の安全安心推進本部関連会議等予定表(第5期推進計画策定関連)(案)

会議等	日程(予定)	内容等
事務局	7月第1週目	関係各課施策項目確認
事務局	7月第3週目	関係各課施策項目確認〆切り
第2回担当者会議	8月1日(木)	幹事課(13課)の担当者による会議 (議題)第5期食品の安全安心推進計画施策項目確認
事務局	8月 9月上旬～中旬 9月下旬～10月上旬	・第5期食品の安全安心推進計画骨子案および素案作成 ・幹事課へ意見照会 ・修正案作成
第2回幹事会	10月中旬(議会終了後)	幹事長 保健医療介護部保健衛生統括監 副幹事長 薬務生活衛生課長 幹事 関係12課長 (議題)第5期食品の安全安心推進計画策定について
パブリックコメント	10月下旬～11月下旬	第5期食品の安全安心推進計画(素案)についての意見募集
第2回懇話会	11月中旬～下旬	(議題)第5期食品の安全安心推進計画(素案)についての説明および意見聴取
第3回幹事会	令和7年1月	幹事長 保健医療介護部保健衛生統括監 副幹事長 薬務生活衛生課長 幹事 関係12課長 (議題)第5期食品の安全安心推進計画(最終案)について
第2回本部会	令和7年1月	本部長 副知事 副本部長 保健医療介護部長 本部員 生活福祉部長 農林水産部長 商工労働部長 教育長 (議題)第5期食品の安全安心推進計画(最終案)について

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程

平成20年 8月29日訓令第40号
沖縄県教育委員会教育長訓令第26号

(設置)

第1条 本県における食品の安全性及び食品に対する安心感(以下「食品の安全安心」という。)の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、沖縄県食品の安全安心推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食品の安全安心の確保に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 食品の安全安心の確保に関する施策の推進に関すること。
- (3) 食品の安全安心に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある緊急の事態への対応及び当該事態の発生防止に関すること。
- (4) その他食品の安全安心の確保に関する必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、保健医療介護部を担当する副知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、保健医療介護部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。

- 2 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部を補佐する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、保健医療介護部保健衛生統括監をもって充てる。
- 5 副幹事長は、保健医療介護部薬務生活衛生課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 本部長及び幹事長は、必要があると認めるときは、推進本部又は幹事会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成20年8月29日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第70号・教育委員会教育長訓令第4号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月9日訓令第125号・教育委員会教育長訓令第16号）

この訓令は、平成23年12月9日から施行する。

附 則（平成25年9月24日訓令第75号・教育委員会教育長訓令第7号）

この訓令は、平成25年9月24日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第29号・教育委員会教育長訓令第9号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日訓令第40号・教育委員会教育長訓令第6号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第30号・教育委員会教育長訓令第7号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日訓令第28号・教育委員会教育長訓令第3号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓令第28号・教育委員会教育長訓令第10号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

生活福祉部長

農林水産部長

商工労働部長

教育長

別表第2（第6条関係）

生活福祉部生活安全安心課長

保健医療介護部健康長寿課長

農林水産部農林水産総務課長

農林水産部流通・加工推進課長

農林水産部営農支援課長

農林水産部園芸振興課長

農林水産部糖業農産課長

農林水産部畜産課長

農林水産部森林管理課長

農林水産部水産課長

商工労働部グローバルマーケット戦略課長
教育庁保健体育課長

沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱

(設置)

第1条 沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例(平成19年沖縄県条例第39号)第10条の規定に基づき、食品の安全安心の確保に関する施策を総合的に実施するため、消費者、生産者、流通業者等の広範な分野の意見を聴取することを目的として、「沖縄県食品の安全安心懇話会」(以下「懇話会」という。)を設置する。

(意見等聴取事項)

第2条 懇話会の構成員となる者から次に掲げる事項に関する意見等を聴取する。

- (1) 食品の生産から消費に至る過程の安全安心確保対策に関する事
- (2) 食品の安全安心確保に係る消費者、生産者、食品営業者等相互の理解と協力に関する事
- (3) その他食品等の安全安心確保対策を進めるうえで必要となる事項に関する事

(構成員)

第3条 懇話会の構成員は、次に掲げる食品の安全安心の確保に係る団体のうちから、10人以内の範囲で保健医療介護部長が決定する。

- (1) 消費者
- (2) 生産者
- (3) 流通業者
- (4) 食品営業者
- (5) 学識経験者

2 任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 懇話会の開催は、保健医療介護部長が召集する。

2 保健医療介護部長は、懇話会を開催するときは、次に掲げる事項を予め構成員に通知するものとする。

- (1) 懇話会の日時及び場所
- (2) 県が意見等を求める事項
- (3) 県が意見等を求める事項に参考となる事項

(議事進行)

第5条 懇話会の座長は、保健医療介護部長が構成員の中から指名し、座長が議事進行を行う。

(関係者の出席)

第6条 保健医療介護部長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の運営にあたり必要となる庶務は、保健医療介護部薬務生活衛生課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、保健医療介護部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月18日から施行する。
- 2 沖縄県食の安全・安心懇話会運営要綱(平成16年8月30日福祉保健部長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。